■ 令和3年度 第20回大阪府福祉のまちづくり施行状況調査検討部会

番号	分類	ご意見				
(1)今後のスケシ	ジュールについて				
	(2)「重度の障害、介助者等への対応」「小規模店舗のバリアフリー化」等に係る建築設計標準の改正 を踏まえた大阪府福祉のまちづくり条例ガイドラインの改訂について					
1		今回の国のガイドライン改正は当事者にとって重要な項目が多くある。福祉のまちづくり条例において、物販・飲食店・サービス業店舗の対象規模が200㎡以上となっている意義を踏まえ、大阪府条例、ガイドラインにどう取り入れるのか、国基準の項目ごとに府の考え方がわかるようにしていただきたい。(条例上の義務にすべきなのか(規模)、ガイドラインで考え方も明記し誘導するのかなど)				
2	考え方	調査の方法や当事者意見の反映について イオンなどの調査結果を根拠としているが、調査が優良店に限られており、回数も少ない。生活に密着する施設だけに、多くの障害者団体に参加して頂いて、業種や規模 ごとの調査をきめ細かくして頂きたい。金融機関については、ゆうちょやその他銀行 も調査するのが望ましいのではないか。 また、内容によっては、当事者対象のアンケート調査などの手法を取り入れるな ど、できるだけ、当事者の意見を反映できるようにしていただきたい				
3		基本的には国の基準を元に改訂が進められていくという風に理解した。全ての人が「まち」のあらゆる場面で問題なく過ごせることが基本であるので、必要に応じての改訂は行われるべきと考える。ただ、あまりに細かく基準を設けなければならない現在の状況は少し悲しむべきものと常々感じている。福祉先進国と言われる北欧の街中は段差が多くバリアフリーが行き届いているようには思えませんでしたが、障害をお持ちの方を数多くお見掛けしたし、楽しんでおられるように感じた。たぶん問題なのは基準や細かい寸法ではないところにあるように思う。				
4		便房横の「流す」「止める」というボタンを壁につける場合、点字を読むために角度をつけて ほしい。				
5		多機能トイレにおいて介助者と当事者が同時に入る場合があり、その時の荷物やコート等を掛ける器具が2つ以上あるか確認したい。				
6	車いす使用者用 の便房の仕様	配管下のスペースを直径150cmの車いすの回転スペースに含めることができるのであれば、これまでより小さい便房でよいということになるのではないか。大元では直径180cmにするということではないのか。				
7		国の基準では、150cmの内接円の仕様のみならず、配管収納スペースのぞく2m×2mのスペースが義務化されているが、府の基準案では全体のスペース基準の記載が漏れている。(前回配布資料2-1 p53、以下同様) また、大型車いすの利用に配慮した内接円180cm以上の車いす用便房については、大阪府における重度障害者の利用実態を踏まえ、一定上の広さの建物は義務基準とすべきでないか。 大型ベッドの設置は、義務なのか望ましい基準なのか(案では、オストメイトの項目と望ましい整備の両方にあり不統一だが。p47と51)。大型ベッドのニーズは高く、当事者の利用実態、意見を踏まえて検討して欲しい。				
8	テナントでの車 椅子トイレ	「テナントごとに設けるのでなく」(p57)と決めつけず、国のガイドラインを踏まえ、個別テナントへの設置が困難な場合で、テナント共用部に車椅子トイレがある場合には、テナント内のトイレは障害者の利用に配慮した仕様にすることが望ましいなどの記載はできないか。また、一定規模以上のテナントや商店街には具体的な設置の数など義務付けを行っていただきたいがどうか。				

9	机の高さ、	机の高さについて、65cmから70cmとすると低いほうに合わせがちになるが、車いすのコントローラーや装置が机の端にあたるので、机の端をできるだけ邪魔にならないようにするということがわかるようにしていただきたい。			
10	机の脚の幅	なぜ机の脚の幅を70cmとしなければならない理由(足が入るように)も記載してほしい			
11	小規模店舗店舗	通路の幅員は90cmということでよろしいか。			
12	内の通路の幅	内装に設計例(p70)に100cm~120cmとあるだけで、記載が弱すぎるのでないか。国基準では、通路の商品棚間の有効幅員は120cm以上となっている(p7)。府の設計例では、両側に陳列してあっても100cmでもよく、有効幅員との明記もないので、販促品やワゴンなどが通路を占領していても問題ないことになる。有効幅員120cm以上が望ましいと明記してほしい。			
13		機械式駐車場の場合の車いす用駐車場のイメージがつかめない。			
14	車椅子使用者用 駐車施設	ワゴン車を送迎用に使う場合、頭から車止めの方へ進入して、後ろから降ろすのが多いが、駐車場の縦方向の長さがある程度ないと苦しい。			
15		機械式についての記述はあるが、平面駐車場の構造についてはどうなるのか。 車椅子利用者がよく利用するワゴンタイプが駐車可能なように、車両の高さについて、具体 的な記載がないが、国の基準では、車椅子使用者用駐車施設は、リフト付き車椅子車両に対応 した高さ2.3メートルを義務化している(従来は努力義務)。府にも規定していただきたい。			
16	道路から敷地、敷 地内から店の入り ロまでの経路のバ リアフリー化	主要経路の移動の円滑化は重要であり、国基準では、道路と敷地の段差解消の工夫や砂利敷等への対応など新しい視点を提供しているが、大阪府のガイドラインではどう扱うのか。			
17	出入り口	出入り口は、幅員80cmを担保し段差をなくすということを、ガイドラインにもしっかり記載し、市町村にも共有してほしい。			
18	飲食店の可動式 の椅子等	国基準では、飲食店では客席総数の半分を可動式の椅子にすることが望ましいと明記している (p3)。府も同様かそれ以上の取り扱いとしていただきたい。			
19	エレベーター	国基準では、大型車椅子に配慮して、奥行き150cm以上がのぞましいとされているが、府基準ではどうか。また、2000㎡以上の場合エレベーターは11人乗り以上と国では基準があるが、府は建物規模に応じて何人乗りが望ましいと考えるか			
20	商品棚	「車いすの使用者が選びやすく手に取りやすい高さ奥行」という指摘があった。具体的な高さの指摘はなかったが、単純に高さを低くと奥行を狭くすると商品の陳列量が減り、売り上げと利益の減少につながるため、小売業としては対応に苦慮する指摘。今後の課題としてとらえる必要があるが、現状は対応が難しいと思われる。新たな発想の陳列台が必要となるかもしれない。			
21	基準の裏付け	机の高さの寸法について、国の基準寸法の裏付けを押さえた方が理解しやすい。			
(3	(3)災害時・緊急時に対応した避難経路等のバリアフリー化と情報提供について				
22	情報提供	避難経路の確保について、消防法との関係性について、消防法における検査項目に含まれているのでしょうか。 仮に、そうでないのであれば早急に入れていただき、視覚障害者・肢体不自由者に対 する具体的配慮について加筆していただくようお願いいたします。			

	•					
23	情報提供	災害時・緊急時には高齢者・障害者に関わらず、色んな人が様々なことで困難を感じる状況と思う。相手の状況をよく理解したうえでどのような配慮が必要なのか、頭でわかっていても気が付かないことも数多くあるので、みんなが少しずつ気付いたことを増やしていくことが大事と感じている。				
24	情報提供	例えば避難所であると、圧倒的に学校が多い。どういうハード的な整備があるのかということを開示するようなことで、事前にわかるような仕組みにしていただければと思う。また洪水も含めてということなので、上階への避難も必要になってくる。だから学校の場合、エレベーターがあるのか、などということも、津波の被害があるようなところについては問題になると思う。そういうところも含めて、情報開示していただければと思う。				
(4	(4)報告事項について					
25	バリアフリー 基本構想等の 作成・見直し の促進	大阪府として市町村に働きかけ、新しいものを作成・見直しを行うように可能な限り働きかけ てほしい。				
26		熱心に取り組んでいる自治体と、さほどのところが2極化していると思う。できたらそういうことのノウハウや実践的な経験がない自治体についても、先進的な自治体の事例紹介という形の会を、審議会や部会の主催のもとに参加いただくなど検討してほしい。				
27		市町村の取組について、直にお話が伺える機会を是非作っていただければ嬉しく思う。				
28	ホテル等の バリアフリー情 報	当事者も含めた検証のあり方をやってほしい。すべての部屋の情報を提供をしていただくようにしていただきたい.				
29	その他	万博のバリアフリーについて。違う部署かもしれないが、そういうところに働きかけ、どうい うものにしていくかをオープンな場、様々な当事者を含めて議論するような場で設定いただき たい。				
30		1981年のポートピアのときに、国際障害者年に開催されることもあり、バリアフリーについて、できる範囲のことをやった。そういうことを含めて、相当にこれまでのストックがあると思う。これにつきましても、なんらかの形で審議会なりの方で支援する、応援するという形、情報交換・共有することによって、一層大阪府の他のプロジェクトとしてのバリアフリーを推進するということにも繋げていただきたいと願っております。				
31		本日のWEB会議は、音声環境が悪かったため聞き取りにくかった。改善必要。				
32		議事録にオンライン会議にの不調という記載がありましたが、オンライン不調ではなく、実開催の会議に問題があったというべきでしょう。オンラインと実会議を併用して開催する場合、実開催の音声を直接オンラインに取り込めないのであれば、参加者全員にPCを配布し、全員オンライン会議に参加する形態にすべきです。 実際、発言者の話は聞こえませんでしたが、事務局の方の会話はPCから取り込まれてよく聞こえていました。				